

## よくあるご質問

下記によくある質問とその回答をまとめております。

この他のご不明な点等は、本協会(03-5454-5274/ix@jees.or.jp)へご連絡ください。

### ● 応募・推薦

#### \* 応募資格について \*

Q 1 「3年4月に○年次に在籍する者」は秋入学者(2年10月頃に○年次に入学・進学した者)も対象ですか？

A 1 対象です。

Q 2 【私費外国人留学生(在留資格「留学」)の学生が対象の奨学金】  
以前(応募時点)は「留学」以外の在留資格や国費留学生だったが、支給開始時点は在留資格「留学」や私費留学生となる学生がいます。そのような学生も応募可能ですか。

A 2 応募可能です。支給開始時点で在留資格が「留学」の私費外国人留学生であれば、それまでの在留資格や国費留学生/私費留学生の別は問いません。

Q 3 【日本国籍を有する者、または日本への永住を許可されている者が対象の奨学金】  
外国籍の場合、応募可能な在留資格を教えてください。

A 3 「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(日本に永住する意思がある者)のいずれかに該当する場合は。

Q 4 「本協会が指定する大学に在籍する」とあるが、本学は指定された大学ですか？

A 4 本協会が指定する大学には、推薦依頼文及び募集・推薦要項をお送りしております。こちらの書類が届いていれば、指定された大学となります。

Q 5 大学の通信教育課程に在籍する学生は応募可能ですか？

A 5 通信教育課程の学生は支援対象外のため、ご応募いただけません。

Q 6 他の奨学金へ応募している学生も応募できますか。

A 6 応募可能です。ただし、本協会の奨学金の採用が先に決定した場合、本協会の奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできませんので、併給制限や採用決定時期等にご留意の上ご応募ください。

**Q 7** 現在はA大学に在籍していますが、B大学へ進学予定の学生がいます。支給開始時点ではB大学に在籍予定ですが、どちらの大学から推薦するのでしょうか？

A 7 進学先のB大学(支給開始時点で在籍する大学)からの推薦となります。

**Q 8** 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A 8 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は4年とする(医学部等は6年とする)。
修士(博士前期)課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程 区分制博士課程のうち、前期2年間。 標準修業年限は2年とする。
博士後期課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期3年間。 標準修業年限は3年とする(医学研究科等は4年とする)。
5年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 (2年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む)。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は5年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士(専門職)」、「教職修士(専門職)」または 「法務博士(専門職)」の学位を授与される課程。 標準修業年限は2年とする(法科大学院等は3年とする)。

**Q 9** 過去、留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A 9 【留年歴がある学生の場合】

支給開始時点で、在籍課程の標準修業年限を超えて在籍とならない限りご応募いただけます。ただし、支給期間は在籍課程の標準修業年限までのため、支給期間が短くなる可能性があります。

【休学歴がある学生の場合】

支給開始時点で、在籍課程の標準修業年限を超えて在籍とならない限りご応募いただけます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な、最短の在籍期間のことです。その大学に在籍できる最長の期間(在学年限)のことではありません。なお、休学期間は標準修業年限に含まれません。大学における各課程の標準修業年限については、Q 8/A 8をご参照ください。

**Q10 オーバードクターの学生や、長期履修学生も応募可能ですか。**

A10 支給開始時点で、本協会奨学金事業において定める標準修業年限を超えて在籍となる場合は、ご応募いただけません。支給開始時点で標準修業年限内にある者はご応募可能ですが、標準修業年限を超えた時点で支給終了となります。標準修業年限についてはQ8/A8の参照をお願いします。

**\* 応募・推薦書類について \***

**Q1 同居者がいる場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。**

A1 同居者がいる場合(実家暮らし・家族帯同留学等)も、収入・支出は応募者本人に係る額をご記入ください。

\* 収入「生計を一にする同居者の収入」

→同居者が支弁している学生本人の学費等金額  
(単身者の「仕送り額」に相当する部分)

\* 支出「住居費」

→実家暮らし・家族帯同などで同居者が全額支出している場合は、0円。  
実家暮らし・家族帯同などでも、自身の収入から負担している場合は、自身が負担している額を記入してください。

\* 支出「生活費」

→学生本人の交通費や交友費など、自身の収入から支出している分。  
自身の収入から同居者の生活費も支出している場合は、その額も含めてください。

**Q2 成績証明書が英語(日本語以外)の場合、どの部分の和訳が必要ですか？**

A2 履修した単位の名称や評価がわかるように和訳をしてください。

**Q3 募集・推薦要項で指定された年度の成績証明書が提出できません。何か代替りの書類を提出する必要がありますか。**

A3 指定年度の成績証明書が提出できない旨の理由書(様式任意)をご提出ください。理由書とあわせて、提出できる最新の成績証明書をご提出いただいた場合は参考資料として取り扱います。

**Q4 指導教官が未定だが、推薦理由はだれが書けばよいですか。**

A4 学生が履修した授業の担当教員など、学生をよく知る教員の方にご記入いただきますようお願いいたします。

## ●採用後・支給

Q 1 協会の他の奨学金ですでに支給を受けている口座があります。  
その口座に送金してもらえますか。

A 1 送金可能です。『奨学金振込口座登録・変更届』の提出も必要ありません。

Q 2 協会から大学へは6か月ごとに奨学金が振り込まれますが、  
学生にはどのように支給すればいいですか。

A 2 学生へは、学籍状況、単位取得状況、授業への出席状況等をご確認の上、1ヶ月ごとに支給  
してください。支給方法は、手交、銀行振り込み等任意で設定していただいて構いません。

Q 3 学生に支給する時期に決まりはありますか。

A 3 毎月〇日までに支給すること、という定めはございません。  
毎月支給していただければ、任意の日にちを設定していただいて構いません。

Q 4 在籍確認の方法について、「必ずサインすること」など、指定はありますか？

A 4 在籍確認方法に指定はありません。対面での対応が難しければ、授業の出欠状況の  
データ確認やメールでのやりとりなど、オンライン上での確認でも構いません。

Q 5 学生から長期休暇期間に母国へ帰国したいという申し出がありました。  
その間も奨学金は支給していいですか。

A 5 学校の長期休暇中の所在地は問いませんので、母国への帰国、海外旅行などで  
日本国外にいても、学籍の異動等奨学金の休止・終了要件に該当しなければ  
支給していただいて構いません。

Q 6 【同一大学の上位課程に進学の場合に支給期間延長を認める奨学金】  
支給延長対象者の『異動届』はどのタイミングで提出すればよいでしょうか。  
上位課程を受験することが決まった時点でしょうか？  
それとも上位課程進学試験に合格した時点でしょうか？

A 6 上位課程進学試験に合格し、進学が決定した時点でご提出ください。  
合格発表が書類の提出期限に間に合わない場合は別途ご相談ください。

Q 7 奨学生が、他の奨学金に応募したいと申し出ているが、併給は可能ですか。

A 7 併給制限に該当しないもの(奨学金の募集・推薦要項 応募資格を参照のこと)であれば、他の奨学金を受給していただいて構いません。

Q 8 学生が退学・休学・留年になりました。どのような手続きが必要ですか。

A 8 奨学金の支給を終了します。本協会に連絡の上、『異動届』をご提出ください。

Q 9 学生がオーバードクターとなりました。引き続き奨学金を受給できますか。

A 9 受給できません。奨学金事業における標準修業年限(\* 応募資格について \* Q 8 / A 8 参照)を超えた時点で支給は終了となります。

Q 10 奨学金を辞退したいという申し出がありました。どうすればよいでしょうか。

A 10 まずは理由を伺いますので、本協会へご連絡ください。

## ●奨学金支給後

Q 1 『学習状況報告書』はいつ提出すればいいですか。

A 1 毎年度、3月まで受給していた学生は4月末日までに提出してください。  
年度の途中で受給を終了した学生は終了月の翌月末までにご提出ください。  
例①：令和3年3月まで受給していた場合は、令和3年4月末日までに提出  
例②：令和3年9月まで受給していた場合は、令和3年10月末日までに提出  
なお、複数年度受給する学生は、毎年度報告書を提出してください。

Q 2 『進路報告書』はいつ提出すればいいですか？

A 2 3月に卒業した学生は、4月末日までに提出してください。  
年度の途中で卒業した学生は、卒業した月の翌月末までにご提出ください。  
なお、奨学金の支給終了時期にかかわらず、卒業時に提出してください。  
例①：令和4年3月まで受給し、令和4年3月に卒業する場合は、  
令和4年4月末日までに『学習状況報告書』及び『進路報告書』を提出  
例②：令和4年3月まで受給し、令和5年3月に卒業する場合は、  
令和4年4月末日までに『学習状況報告書』を提出、  
令和5年4月末日までに『進路報告書』を提出

## ●新型コロナウイルス感染症関係

**Q 1** 令和3年度も引き続きオンライン授業を中心に行う予定です。オンライン授業を受講していても奨学金は支給していいですか。

**A 1** 令和3年度は、日本に在留している間のみ支給可能です(学校の長期休暇期間を除く)。オンライン授業を受講されていても構いませんが、日本に在留している必要がありますので、学生の所在地を確認してください。  
学生が渡日できていない場合は、速やかに本協会にお知らせください。

**Q 2** 【日本から海外へ留学する「派遣型」の奨学金】  
奨学金に採用されたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、留学を断念・延期しました。奨学金の支給はどうなりますか。

**A 2** 留学を断念した場合は、奨学金の支給はありません。  
延期の場合、奨学金の支給期間も留学期間に合わせ変更する場合があります。  
留学の断念、延期等当初の予定通りの留学ができないと判明しましたら速やかに本協会にお知らせください。

**Q 3** 【日本から海外へ留学する「派遣型」の奨学金】  
令和3年度の募集はありますか？

**A 3** 外務省による海外安全情報において、全世界に感染症危険レベル2以上が発表されている(令和3年3月10日時点)ことなどから、学生の安全な留学は困難であると判断し、現在は「派遣型」の奨学金の実施を見合わせております。感染状況の改善などにより、実施が決まった際には指定の大学へ推薦を依頼いたします。